令和元年分給与所得者の保険料控除申告書

所車	書税務署長	給与の支払 名称 (支払 給与の人 番 給与の地(f	名) 以者の ** この申録 に 号 Language Language	告書の提出を受けた	総与の支払者(個人を)	除きます。)が記:	載してください。 		(フ リ ガ あなたの」 あなたのは おなた 居	氏名 住所				(1)		基	保
		会 社 等 名 称	保険等の家	保 限 保 取 対 対 対 対 対 対 対 対 対	者の氏名	険 金 等 <i>0</i> 氏 名)受取人 あなたとの 続 柄	利 日 保険料等 た剰余金区 分	等の控除後の金額)	給 与 の 支払者の 確 認 印		保険会社等保険 の 名 称 種類(等の保険期間	保 険 等契約 者 の 氏 保険等の対象となった家あ 屋等に居住又は家財をと 利用している者等の氏名続	名 又は は は は は は は は は は は は と の 柄	なたが本年中に支払った 険料等のうち、左側の区 係る金額 (分配を受けた業 金等の 技能 後の金額 (A)	
	一 改 か 主							新·旧 (a) 新·旧 (a)	1 3		地震保				地震旧長期地震		
生 命	帝 宋 (a) のうち 等 の金額 (a) のうち 等 の金額	中			(最高50,000円)		新・旧 計(①+② ②と③のいず: か大きい金額	F.		除 	④のうち地震保険料の金額の合計額 ④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額 (最高50,000円) + ⑥の金額(⑥の金額) ~20			(最高15,000円) ※ 円	<u> </u>		
保険料控	介護医療 系験 (a)の金額	iの合計額 C	Н					(a) (新保) (は) (b) (c) (a) 新・旧 (a)	(最高40 回 円	,000円) 円	社会保		倹料支払先 名 私				年中に支
除 3	大 手 金 (a)のうち	新保険料 D	D	の金額を下の計	文払問 文払問 文払間 文払間 (新保険)	始日 •		新·旧 (a) 新·旧 (a)	(最高40) (6)	,000円)	険料控除 小			(控除額)		あなたが本名	円 円
	円 (本の上) (本の			円 日本日 日本日			性 生命保険* 計(①+(最高120,	□ + 🗥)	規模企業共済等掛金	機 機 独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金 確定拠出年金法に規定する 企業型 年金加入者掛金 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金				払った掛金	<u>の金額</u> 円		
1 !-	40,001円から80,000円まで(A、C又はD)×1/4+20,000円 80,001円以上 一律に40,000円		50,001円から100,000円まで (B又はE)×1/4+25,000円 100,001円以上 一律に50,000円			-	H	性除		合 計	(控除額)			H			

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

証明書類の添付箇所

生

命

保

険

料

保

料

等

までに提出することを条件として控除を受けることができます。証明書類の交付が遅延したことなどのために添付ができないときは、令和2年1月31%

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

控除の対象となる保険料の範囲等 生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等 (年金を給付する定めのあるものを含みます。)、あるいは疾病若しくは 身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基因して保険金 が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険 料や掛金をいいます。

なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。

	契約網	契約締結日						
	平成 23 年 12 月 31 日	平成24年1月1日						
	以前 (旧保険料等)	以後 (新保険料等)						
一般の生命保険	2料 旧生命保険料	新生命保険料						
介護医療保険	料 -	介護医療保険料						
個人年金保険	料 旧個人年金保険料	新個人年金保険料						

- (注) 1 生命保険料控除額は、「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額(最高 120,000 円)となります。
 - 2 「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・ 旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等か に応じて、いずれか一方を○で囲んでください。
 - 3 「一般の生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる 保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てを あなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限りま す。

また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害(以下「地震等損害」といいます。)によりこれらの資産について生じた損失の額を塡補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金(以下「地震保険料」といいます。)をいいます。

また、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等(注1)に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金(以下「旧長期損害保険料」といいます。)については、地震保険料控除の対象とすることができます。

ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額 については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認して ください。

添 付 書 類 生命保険会社等が発行した 証明書類

なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一 契約の保険料(分配を受けた利 余金、割戻金を差し引いた残 額)が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。

また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。

損害保険会社等が発行した 証明書類

なお、保険料の金額の多少に かかわらず全てのものについ て必要です。

また、団体特約により損害保 険料を払い込んだ場合の取扱 いは、生命保険料と同様です。

	控除の対象となる保険料の範囲等	添付書類
地震保険料等	(注) 1 平成18 年度の税制改正前の所得税法第 77 条第 1 項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は共済期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が 10 年以上のものであり、かつ、平成 19 年 1月 1 日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成 19 年 1月 1 日以後であるものを除きます。 2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。	
社会保険料	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料(任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。) ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や福用保険の労働保険料など (注)1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。 2 記載に当たっては、未払のものや1年超の前納(法令の規定に基づく一定の前納を除きます。)のものを含めていないかご確認ください。	左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国 民年金基金が発行した証明書類 ⑤以外については、証明書類 を添付する必要はありません。
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金 ③ 確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金 ④ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関して実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 (注) 給与から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤 整備機構や国民年金基金連合 会、地方公共団体が発行した証 明書類 なお、掛金の金額の多少にか かわらず全てのものについて 必要です。

(注) この申告書で使用している「令和元年分」とは、平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日までの期間に係る年分をいいます。